

市の計画(案)に対する意見を募集します

障がい者福祉計画(案)

障害者基本法に基づき、「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づき、「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づき、「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するもので、障がい者福祉施策に関する基本的な方向性と具体的な施策、障害福祉サービスなどの今後3年間の見込みや提供体制の確保に向けた取組などを定めます。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)

高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定め、要支援・要介護認定者や介護サービス量、介護保険事業量などの見込みを定めます。



〔株東京サマーランド 代表取締役社長 折戸一義氏(左)、中嶋博幸市長(中央)、東京都競馬(株) 代表取締役社長 多羅尾光睦氏(右)〕

東京都競馬(株)・株東京サマーランドと包括連携協定を締結しました

株東京サマーランドと包括連携協定を締結しました。具体的には、3者の若手職員を中心とした「社会課題・地域課題解決型官民連携プロジェクト」を実施します。令和5年度は、「ふるさと納税を活用した地域経済の活性化」をテーマとし、課題解決に向けた研究・検討を進めます。

市議会本会議の様子はインターネット(録画)で配信中

12月定例会議の本会議の様子は、市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧いただけます。

本会議録画中継



国民健康保険 データヘルス計画(案)

国民健康保険の保険者として、被保険者の健康・医療情報を分析して、重点的に取り組むべき健康課題を明らかにし、特定健康診断などの保健事業を効果的・効率的に実施するためデータヘルス計画を策定します。

意見の募集期間

障がい者福祉計画(案)、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)：1月29日(月)まで
国民健康保険データヘルス計画(案)：2月5日(月)まで

計画(案)の閲覧場所 各課窓口、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

提出方法 A4用紙などに、意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、提出先へ送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

付けます)。
その他
口頭での意見(電話、窓口)は受け付けません。

提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

提出・問合せ

障がい者福祉計画(案)：障がい者支援課障がい者相談係 (☎558・1170、☎050202@akiruno-info.tokyo.jp)
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)：高齢者支援課介護保険係 (☎558・1172、☎050301@akiruno-info.tokyo.jp)

国民健康保険データヘルス計画(案)：保険年金課国民健康保険係 (☎558・1116、☎030301@akiruno-info.tokyo.jp)
郵送：〒197-0814 二宮350番地(提出先の係名を記載してください)

総合教育会議を開催します



いじめ・不登校対策についてなどを議題として開催します。
日時 2月6日(火) 午後3時

場所 市役所5階504・505会議室

その他 傍聴を希望する方は、午後2時40分までに504会議室にお越しください。過去の資料などは、市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 企画政策課

人権擁護委員に 森田康大さん

森田康大さんが1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている

産前産後期間の国民健康保険税が減額されます



国民健康保険の被保険者が出産したときに、出産前後の一定期間に相当する国民健康保険税が減額される制度が1月1日から始まりました。対象者のいる世帯の世帯主の方は、届出してください。

対象期間 産前産後期間「出産予定日か出産日が属する月」

「障害基礎年金」をい存じですか? 市役所で予約相談を実施しています



初診日(障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日)に加入していた制度により、受付が年金事務所となる場合があります。

対象 初診日が国民年金の被保険者期間にある方

※20歳前(年金制度に加入していない期間)、60歳以上65歳未満(老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除く)に初診日がある方も含みます。

※厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある方は、「障害厚生年金」の対象となりますので年金事務所へお問い合わせください。

国制度「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(申請が必要な方)」の申請はお済みですか

食費などの物価高騰の影響により損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。申請が必要で、対象の方は、期限までに忘れずに申請してください。

申請期限 2月29日(木)まで

その他 「ひとり親世帯」と「その他低所得の子育て世帯」は、重複して受給できません。あきる野市または他の自治体から同給付金を既に受給している方、受給予定の方は対象外となります。

申請受付・問合せ 子ども政策課子ども政策係、五日市出張所市民総合窓口係(受付のみ)

ひとり親世帯
●低所得のひとり親世帯：物価高騰の影響を受け、家計が急変するなどし、収入が児童扶養手当の対象水準に下がった方など

●その他低所得の子育て世帯：高校生相当以下(※)の児童を養育し、令和5年度住民税が非課税の方または物価高騰の影響を受け、家計が急変するなどし、収入が令和5年度住民税の非課税世帯の対象水準に下がった方

※高校生相当以下の児童：出生日が平成17年4月2日(特別)を越えていない方

わせください。
支給要件 次の全ての条件を満たすこと

●障がいの状態が、国民年金法の障害基準(1級か2級)に該当すること
●初診日の前日において、保険料の未納期間が被保険者期間全体(初診日の月の前々月までの期間)の3分の1を超えていないか、直近1年間(初診日の月の前々月までの期間)に保険料の未納がないこと(初診日が20歳前の方を除く)

●1級：99万3750円
●2級：79万5千円
●子の加算額 生計を維持している18歳に到達する年度未までの子、20歳未満で障害基準が1級か2級に該当する子がいる場合は、子の数に応じた加算額が支給されます。

●3人目以降の子：各7万6200円(年額)
●8700円(年額)
●1人目・2人目の子：各22万8700円(年額)
●3人目以降の子：各7万6200円(年額)
予約相談受付・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(障害厚生年金の相談) ☎0428・30・3410

その他世帯



ひとり親世帯



納税などには便利な口座振替をご利用ください